

上組グループ腐敗防止方針

上組グループは、企業行動憲章の中に「公正かつ透明な事業活動」と「国際社会との協調」を掲げています。腐敗行為は人権侵害を招き、市場をゆがめるという点で当社グループの企業行動憲章に反し、許容することはできません。私たちは、ここに「上組グループ腐敗防止方針」を定め、グループの全役員・従業員に本方針を適用します。また、全てのビジネスパートナーの皆様にも、本方針の支持を働きかけます。

1.基本的な考え方

私たちは、事業活動を行う各国・地域に適用される腐敗行為防止に関する法令（刑法・不正競争防止法、米国の海外腐敗行為防止法、英国の贈収賄禁止法を含む）を遵守します。直接・間接を問わず法令に違反して腐敗に関与することを禁止するとともに、より広く公正な事業慣行を促進し、平和・公正かつ持続可能な社会の実現への貢献に努めます。具体的な行動基準は以下のとおりとします。

①贈収賄の禁止

私たちは、直接的・間接的を問わず、賄賂の申し出、約束、供与を行わず、賄賂の受領もしません。特に不正な利益を得るためのファシリテーション・ペイメントも贈賄行為に含まれることを認識し、通関や事業の許認可に際し、支払を求められてもこれを拒絶します。

②横領・背任の禁止

私たちは、職務遂行に関連して、リベートやキックバックの不正収受を含む、横領・背任行為を行いません。

③公正かつ自由な競争の維持

私たちは、独占禁止法等の関連法令を遵守し、優越的地位を濫用して取引先に不利益を与えず、また、談合等公正な取引・競争を阻害する行為は行いません。

④反社会的勢力への対応

私たちは、市民社会の秩序や安全を保持することに努め、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、また、資金洗浄等の犯罪にも関与しません。

2.腐敗防止のための体制整備

私たちは、コンプライアンス全般の推進組織として株式会社上組本店に同社最高経営責任者を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、各事業所（グループ会社を含む）には下部組織として「ローカル委員会」を設置しています。腐敗防止については、「コンプライアンス・リスク管理委員会」において腐敗防止に関する全社的な方針の策定・体制の整備を行うとともに、「ローカル委員会」で事業所ごとのリスク管理とその特性に応じた啓発を実施します。

3.教育・研修

私たちは、腐敗防止に向けた倫理意識の更なる浸透、および腐敗防止体制の維持・改善のため、グループの役員・従業員を対象として、教育・研修を定期的に行います。

4.適正な会計処理と記録

私たちは、腐敗への関与の疑義を生じさせないために、支出に関する承認書面、会計帳簿等を事実に基づき正確に記録し、関連帳票を適正に保管します。

5.間接的な関与の排除

私たちは、直接的のみならず、取引先や代理店等の介在者を通じて腐敗に関与することも禁止します。このような介在者を通じた腐敗に関与することを防止するため、介在者との取引開始に先立ち、コンプライアンス状況の確認を行うとともに、契約等を通じ本方針の遵守を強く要請します。

6.内部通報制度の効果的な活用

私たちは、法令および本方針に違反する腐敗行為およびその疑いが認識された場合に速やかに相談・報告がなされる内部通報制度を整備します。また、通報に関する機密は保持し、通報者が不利益な取り扱い・報復を受けることを防止します。

7.不正発覚時の適切な対応

私たちは、腐敗に関する不正が発覚した場合またはその懸念がある場合、慎重な調査を行います。不正が事実であった場合には、原因を究明したうえで、再発を防止するための是正措置を実施するとともに、腐敗に関与した役員・従業員に対しては、グループ各社の社内規程・就業規則等に従って厳正に処罰を行います。また、取引先や代理店等の介在者による腐敗行為の事実が判明した場合には取引の停止も含め厳正に対処します。

8.モニタリングと継続的な検証・見直し

私たちは、内部監査等を通じてこの方針の実施状況を定期的にモニタリングし、その有効性を検証して、必要な見直しを行います。